

『さ吉くんで元気体操普及リーダー』
養成講座 受講者大募集

市では、地域を元気にする体操普及リーダーの養成を目的とした養成講座を年2回開催しています。専門の講師による指導のもと、筋力アップに取り組みませんか。

日 程 6月20日(土)、27日(土)、
7月4日(土)の全3日間

場 所 国東市営体育館(国東町浜崎)

申込期間 5月29日(金)まで ※定員50名

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を延期・中止する場合があります。



【申込・問合せ先】
国東市社会福祉協議会 福祉支援課
☎0978-64-7100

納税通知書の発送日のお知らせ

5月の納税通知書の発送日は、下記のとおりです。期限内の納付をお願いします。

税目	納税通知書の発送日	納期限
固定資産税	5月1日(金)	6月1日(月)
軽自動車税	5月1日(金)	6月1日(月)

●軽自動車税の減免申請の受付は、5月29日(金)までです。

【減免対象】身体(精神)に障がいがある方等
※お届けした納税通知書をご持参のうえ窓口にお越しください。

●5月以降に口座振替依頼書が届いた場合、6月末納期分からの振替となりますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】 税務課
資産税係 (固定資産税について)
市民税係 (軽自動車税について)
☎0978-72-5156

緊急通報装置を利用しませんか

市では、高齢者のみの世帯や65歳以上のひとり暮らしの方、障がい者で常時注意を要する方など、緊急事態時の自助活動に大きな不安がある方に緊急通報装置を貸し出しています。

この装置は、対象者が緊急事態を受信センターに知らせることで、必要に応じて救急車要請などの対応を行うものです。また、生活や健康面での不安などの相談にも対応しています。

設置については固定電話回線が必要となり、通話料金が発生します。(設置工事費、月額使用料は無料)。設置のご相談は、高齢者支援課または各総合支所地域振興課で受付しています。



【問合せ先】 高齢者支援課 高齢者支援係
☎0978-72-5189

手話通訳者を配置しています

市では、聴覚に障がいのある方などに、市役所での申請や届け出などの手続きをスムーズに行ってもらうため、「手話通訳者」を配置しています。事前の予約は必要ありませんので、ぜひご利用ください。

また、講演会等に派遣して手話通訳を行うこともできます。詳しくはお問い合わせください。

配置場所	日 程	時 間
安岐総合支所 地域振興課	毎月第2・ 第4火曜日	9時～16時
国東市役所本庁 福祉課	毎月第2・ 第4木曜日	9時～16時

【問合せ先】 福祉課 障がい者支援係
☎0978-72-5164

特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入費用を補助します

市では、市内に居住している高齢者の方に対し、特殊詐欺等の被害防止に効果的な電話機の普及を図るため、特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入費用の一部を助成します。

- 対象となる方**
- 下記の条件をすべて満たす方
 - ・市内に住所を有し、居住している方
 - ・申請時において、満65歳以上の方のみの世帯に属する方
 - ・過去に大分県警察等から電話機等を貸与されていない方
 - ・暴力団員等でないこと
 - ・同一世帯で市税を滞納していないこと

- 助成金額**
- ・電話機等の購入や設置に要した額(税込10,000円を上限)

【問合せ先】 総務課 防災係 ☎0978-72-5160

自動車急発進防止装置の取付費用を補助します

市では、市内に居住している高齢運転者の交通事故を抑止するため、ペダルの踏み間違いによる事故の防止および事故時の被害軽減を目的として、急発進防止装置の取付費用の一部を助成します。

- 対象となる方**
- 下記の条件をすべて満たす方
 - ・市内に住所を有し、申請時に満70歳以上の方
 - ・自動車運転免許証を保有し、高齢者運転講習を受講している方
 - ・非営利かつ自ら使用する目的で、本人名義の自動車に装置を取り付ける方
 - ・装置取付に対する他の補助金を受領していない方

【問合せ先】 総務課 防災係 ☎0978-72-5160

- 申請方法**
- 印鑑持参の上、下記の申請書類を申請窓口へ提出。
 - ・補助金交付申請書(申請窓口にあります)
 - ・領収書の写し
 - ・品質保証書の写し
 - ・暴力団員等でないことの誓約書(申請窓口にあります)
 - ・通帳の写し

- その他**
- ・市内販売店等で購入したものに限り補助対象になります。1世帯1台まで。
 - ・電話機等購入後6か月以内に申請を行ってください。

- 申請窓口**
総務課防災係または各総合支所地域振興課

- 助成金額**
取付費用の半額(税込25,000円を上限)
- 申請方法**
- 印鑑持参の上、下記の申請書類を申請窓口へ提出。
 - ・補助金交付申請書(申請窓口にあります)
 - ・領収書の写し
 - ・品質保証書の写し
 - ・通帳の写し

- その他**
- ・市内事業所で設置した場合に限り補助対象となります。
 - ・装置設置から6か月以内に申請を行ってください。

- 申請窓口**
総務課防災係または各総合支所地域振興課